

食肉センター・食肉地方卸売市場将来構想調査業務委託仕様書

1 委託業務の目的

四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場（以下、「当施設」という。）は、三重県下唯一の食肉センター（と畜場）を併設した食肉卸売市場であるが、その施設の一部は築 40 年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進むとともに、当施設の利用者である養豚農家の経営規模拡大が進み、施設の狭隘化や処理能力不足が明らかになってきている。近隣の食肉センターでは老朽化等に伴う再整備が現在実施されていたり、再整備による移転先が決定したりするなど具体的な動きが活発化してきており、食肉センターや食肉卸売市場を取り巻く環境が大きく変化している。

現在、当施設の運営体制として、市は開設者として施設の維持管理業務や食肉取引などの監督業務を担っており、牛・豚のと畜解体業務や牛・豚枝肉の卸売業務などは、株式会社三重県四日市畜産公社（県 25%、市 25%、生産者団体 25%、食肉業界 25%を出資。以下、「畜産公社」という。）が一元的に行っている。この畜産公社においては、近年、概ね単年度黒字決算が続いているが、過去の影響を受けて累積赤字となっており、収支改善が思うように進まず資金繰りが厳しい時期もあり、畜産公社の経営改善が問題となっている。

本委託業務の目的は、畜産公社における外部環境及び内部環境について客観的な評価を行い、畜産公社が抱えている課題を抽出し、解決に向けた対応策などを導き出すとともに、施設・設備の機能強化策の調査についても実施する。

2 委託期間

契約の日から 令和 7 年 3 月 31 日

3 業務内容

① SWOT 分析による現状分析と、クロス SWOT 分析による戦略課題の抽出

- ・ 四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場の担うべき役割の明確化
- ・ 畜産公社の担うべき役割の明確化

② 「基本整備方針」の策定

- ・ 「基本戦略」と「目指すべき将来像」

③ 「基本整備方針の策定」を実現する「アクションプランの策定」

④ 畜産公社の運営形態の見直し検討

- ・ 効率的で自立した経営ができる運営形態の検討
- ・ 畜産公社の抱える課題解決に向けた検討

⑤ 施設の再整備に当たり、望ましい姿の検討

⑥ 上記内容を検討する検討会の設置

- ・ 学識経験者、畜産公社、県、市、生産者及び食肉関連業者で構成する会議体を設け内容を検討。（年間 3 回程）
- ・ 会議に必要となる資料の作成、議事録の作成支援。

⑦ 他食肉市場の経営状況調査

⑧ 課題解決（事業収支改善方策）の検討

4 成果品

①成果品 一式 6部

②電子データ（PDFファイル） 一式

5 委託料の支払方法

業務完了払

6 注意事項

（１）個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

（２）暴力団等不当介入に関する事項

①契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

②暴力団等による不当介入を受けたときの義務

ア 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

イ 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

ウ ア、イの義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

（３）障害者差別解消に関する事項

①対応要領に沿った対応

ア この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

イ アに規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

②対応指針に沿った対応

上記①に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。